

## ○庶務担当課長会議設置要綱の制定について（通達）

（昭和 57 年 4 月 7 日 沖例規務第 4 号）

改正 平成 20 年 12 月 沖例規務第 5 号 令和 3 年 3 月 31 日 沖例規務第 13 号

警察本部内の庶務担当課長会議の運用については、各部庶務担当課長会議設置要綱（昭和 48 年 7 月 30 日付沖務第 745 号。以下「旧要綱」という。）に基づき実施してきたところであるが、旧要綱の制定以来 8 年が経過し、その間、組織の改編等があり、実状に沿わない点がある。また、これまで、同会議は、他部門との連絡調整だけにとどまり、公安委員会提案報告事項、部長会議提案報告事項の事前討議等が十分になされていないなど、会議設置の趣旨が十分生かされない面があった。

そこで、この度同要綱を改正し、別添のとおり「庶務担当課長会議設置要綱」を制定して、警察業務の円滑、適正な執行を図ることにしたから、警察本部の各所属にあつては、会議の適正な運用を期されたい。

別添

### 庶務担当課長会議設置要綱

#### 第 1 目的

沖縄県警察運営上の諸施策に関する総合調整を行い、警察行政の適正かつ能率的運営を図るため、警察本部に庶務担当課長会議（以下「会議」という。）を設置する。

#### 第 2 任務

会議においては、次に掲げる事項について調整又は討議を行うものとする。

- (1) 公安委員会提案報告事項
- (2) 部長会議提案報告事項
- (3) 協議調整事項
- (4) その他連絡事項

#### 第 3 構成

1 会議の構成は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 警務部総務課長
- (2) 警務部警務課長
- (3) 警務部会計課長
- (4) 生活安全部生活安全企画課長
- (5) 地域部地域課長
- (6) 刑事部刑事企画課長
- (7) 交通部交通企画課長
- (8) 警備部警備第一課長
- (9) 情報通信部通信庶務課長

2 構成員に事故があり、会議に出席できないときは、各部長があらかじめ指名する各部の課長（室長、所長及び隊長等を含む。）が出席するものとする。ただし、警務部会計課長に事故あるときは、警務部会計課職員が代理出席するものとする。

#### 第 4 主宰者

- 1 会議の主宰者は、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）とする。
- 2 警務課長に事故あるときは、生活安全部生活安全企画課長がこれを行う。

## 第5 会議

会議は、毎週月曜日（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）に規定する休日に当たるときはその翌日）に開催する。ただし、主宰者が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

## 第6 提案事項

庶務担当課長は、会議に提案事項があるときは、別記様式により会議の前週の金曜日までに主宰者に提出しなければならない。

## 第7 報告

庶務担当課長は、会議において調整又は討議した事項については、所属の部長に報告するとともに、部内課長会議等を開催し、当該会議の討議事項等を伝達するものとする。

## 第8 事務

- 1 会議に関する事務は、警務部警務課において処理する。
- 2 警務課の事務担当者は、会議内容を会議録に記録するなど、その経過を明らかにしておかなければならない。

## 第9 実施

この要綱は、昭和57年4月12日から実施する。

附 則（令和3年3月31日沖例規務第13号）

別記様式（第6関係）

庶務担当課長会議提案事項

[別紙参照]